

# 真庭市一般廃棄物処理基本計画策定等業務

## 業務仕様書

令和6年4月

真 庭 市

## 目 次

第1 総則 .....	1
第2 一般事項 .....	1
第3 業務内容 .....	3
1 生ごみ分別収集の実施に伴うモニタリング業務 .....	3
2 一般廃棄物処理基本計画策定業務 .....	3

## 第1 総則

### (1) 業務の目的

真庭市（以下、「本市」という）では、廃棄物処理施設の集約化事業を進めており、令和6年度においては生ごみ等資源化施設が稼働し、本市の廃棄物処理体制が大きく変革するものとなる。

本業務においては、新たな一般廃棄物処理基本計画を策定するとともに、本市が設置している真庭市廃棄物減量等推進審議会の令和6年度における運営支援等を行うことを目的とする。

### (2) 業務名称

真庭市一般廃棄物処理基本計画策定等業務

### (3) 業務場所

岡山県真庭市内

### (4) 業務期間

契約締結日～令和7年3月31日

## 第2 一般事項

### (1) 適用範囲

本仕様書は、本業務に適用する。業務の内容及び範囲は「業務内容」のとおりとする。本仕様書に明記なき事項にあつて、本業務に必要な事項が生じた場合、本市と協議の上、対応を決定する。

### (2) 質疑

本仕様書の記載事項及び業務遂行上の疑義が生じた場合は、本市と協議し、これを定めるものとする。

### (3) 関係法令の遵守

受託者は、業務の実施に当たって関係法令、通達、マニュアル、その他の条例等を遵守することとする。

### (4) 資料の貸与

本業務を実施するに当たり、必要な資料の収集は、原則として受託者が行うこととするが、現在、本市が所有し、業務に利用できる資料はそれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、リストを作成の上、本市に提出し、業務完了と同時に

返納しなければならない。

**(5) 秘密の保持**

受託者は、業務を遂行する上で知り得た事項について、他に漏らしてはならない。  
また、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

**(6) 関係官公署との協議**

受託者は、受託者及び本市が関係する関係官公署との協議を必要とするとき、または、協議を求められたときは誠意をもってこれに当たり、遅滞なく本市に助言、報告しなければならない。

**(7) 業務の管理**

業務の円滑な推進を図るため、十分な経験や資格を有する技術者を配置しなければならない。

**(8) 成果品**

**ア 成果品の審査**

受託者は、業務完了時に本市の成果品審査を受けなければならない。その結果、訂正を指示されたときは、直ちに訂正しなければならない。

**イ 成果品の引渡し**

成果品の審査に合格後、成果品を納品し、業務の完了とする。

**ウ 成果品の部数**

受託者は、業務完了に際し、次の成果品を提出すること。

- |                             |        |
|-----------------------------|--------|
| 1) 業務報告書（本業務全体の成果を取りまとめたもの） | ； 2 部  |
| 2) 真庭市一般廃棄物処理基本計画 全体版       | ； 10 部 |
| 3) 真庭市一般廃棄物処理基本計画 概要版       | ； 20 部 |
| 4) 電子データ                    | ； 1 式  |

**(9) 打合せ協議**

本業務を行うに当たって必要となる打合せ協議を実施する。打合せ協議は初回、中間、納品時の 3 回を想定するが、必要に応じて適宜実施する。

受注者は、打合せ協議の都度、議事録を作成し、本市の承諾を得ること。

### 第3 業務内容

#### 1 生ごみ分別収集の実施に伴うモニタリング業務

本市では令和6年度から全市での生ごみの分別回収を実施する計画である。本業務では生ごみの分別回収の実施による可燃ごみ削減効果等を検証することを目的に次の調査を実施する。

##### (1) ごみ組成調査

本市の可燃ごみのごみ質の変化を確認するため、ごみ組成調査を実施する。ごみ組成調査は2回×4検体を想定し、実施時期、実施対象等の詳細は本市との協議により決定する。

##### (2) アンケート調査

住民及び事業者を対象にアンケート調査を実施する。アンケート調査の実施内容は次のとおりとするが、実施時期、調査項目等の詳細は本市との協議により決定する。

なお、アンケート調査の実施に伴う役割分担は別表のとおりとし、アンケートの調査対象の抽出、調査票の発送、集計は本市の所掌とする。

- 1) 住民アンケート調査 ; 1,200件
- 2) 事業者アンケート調査 ; 300件

別表 アンケート調査の役割分担

	市	事業者
アンケート設計（調査票作成）		○
調査対象の抽出	○	
アンケート印刷	○	
アンケート発送（回答先）	○	
アンケート集計	○	
データ解析		○
取りまとめ		○

#### 2 一般廃棄物処理基本計画策定業務

本市は平成28年に「真庭市一般廃棄物資源化等基本計画（一般廃棄物処理基本計画）」を策定している。既存計画は策定から10年が経過するとともに、廃棄物処理体制も大きく変革する計画である。本業務では、新たな廃棄物処理体制を見据えた一般廃棄物処理基本計画を策定することを目的とする。

##### (1) 計画の基本的事項

本計画の基本的事項として、「計画対象区域」「計画の範囲」等について整理する。

## (2) 本市概況整理

本市の概況として、「位置」「人口動態」「産業構造」等について整理する。

## (3) ごみ処理基本計画策定

### ア ごみ処理の現状及び課題の整理

本市のごみ処理の現況として、次の項目について整理する。

- 1) ごみ処理フロー
- 2) ごみ処理体制
- 3) ごみ処理実績
- 4) ごみ発生量及び処理量の見込み
- 5) ごみ処理の評価
- 6) 課題の抽出

### イ ごみ処理行政の動向

ごみ処理行政の動向として、国や都道府県におけるごみ処理行政の動向、近隣市町村における動向等について整理する。

### ウ ごみ処理基本計画

今後のごみ処理計画について、次の項目について整理すること。

- 1) 計画の目標値
- 2) 排出抑制に向けた計画
- 3) ごみ分別・収集計画
- 4) 中間処理計画
- 5) 最終処分計画
- 6) その他必要な計画

## (4) 生活排水処理計画策定

### ア 生活排水処理の現状及び課題の整理

本市の生活排水処理の現況として、次の項目について整理する。

- 1) 処理フロー
- 2) 生活排水処理体制
- 3) 生活排水処理実績

- 4) 生活排水発生量及び処理量の見込み
- 5) 課題の抽出

#### イ 生活排水処理基本計画

今後の生活排水処理計画について、次の項目について整理する。

- 1) 計画の目標値
- 2) 収集計画
- 3) 中間処理計画
- 4) 最終処分計画
- 5) その他必要な計画

#### (5) 本計画の策定に係るパブリックコメント支援

本計画の策定に当たってはパブリックコメントを実施する。パブリックコメントの実施に必要となる資料の作成、各種意見に関する回答案の作成、本計画の修正等の支援を行うものとする。

#### (6) 審議会運営支援（令和6年度）

本市では、廃棄物の減量推進及び適正処理等の調査審議を行うため、真庭市廃棄物減量等推進審議会を設置している。本計画の作成に当たり、本市におけるごみ処理に係る課題等の検討に向けて、真庭市廃棄物減量等推進審議会の令和6年度における運営支援として次の検討を行う。

なお、審議会は全3回実施することを想定しており、各審議会で用いる資料を作成すること。

#### ア 審議会資料作成

審議会が必要となる資料の作成を行うものとする。審議会での資料はわかりやすさに配慮すること。

#### イ 審議会等説明補助

審議会での説明補助を行うとともに、審議会に先立って実施する委員長への事前レクでの説明補助を行うものとする。また、審議会の議事録作成を行い、本市に提出すること。